

平素はクリンスイの浄水カートリッジをご愛顧いただきありがとうございます。
「家庭用品品質表示法」が改正され、浄水能力の除去対象物質項目が変更されました。
それに伴い、浄水カートリッジの品番が以下の通り変更となりますのでお知らせいたします。

アンダーシンクタイプ (品番及び製品外装が変更になります)



除去物質数
13+2
SUPER HIGH GRADE
カートリッジ
取替目安
1年

品番:UZC2000HG



除去物質数
17+2
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
1年

品番:HUC17021



【販売終了】
品番:UNC1000(大容量タイプ)は、
2021年9月末で販売終了となります。
HUC17021を購入ください。



【定期販売商品】
定期販売商品の新品番は
HUC17021-Cとなります。

スパウトインタイプ (品番のみ変更になります)

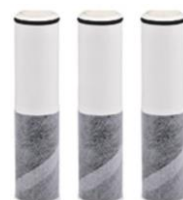
【現行品】



除去物質数
5
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
4ヶ月

品番:SFC0002T

【新商品】



除去物質数
5
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
4ヶ月

品番:BSC05003



除去物質数
11
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
4ヶ月

品番:HFC011T



除去物質数
17+2
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
4ヶ月

品番:HSC17023



【定期販売商品】
定期販売商品(1本入)の新品番は
【ベーシック】BSC05001C、
【ハイグレード】HSC17021Cとなります。

カウンターオンタイプ (品番のみ変更になります)

【現行品】



除去物質数
13
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
4ヶ月

品番:CNC0001T

【新商品】



除去物質数
17+2
BUILT-IN TYPE
カートリッジ
取替目安
4ヶ月

品番:HCC17023



「家庭用品品質表示法」改正に関するご案内

家庭用浄水器は「家庭用品品質表示法」によって品質表示することが義務づけられておりますが、令和2年10月1日に「家庭用品品質表示法」に係る雑貨工業品品質表示規程の一部改正が行われました。

製品自体は現行品と同じですが、本施行により、浄水能力として表示する除去物質数が増えます。詳しくは以下消費者庁ホームページを参照下さい。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/kaisei/20201001.html

アンダーシンク・カウンタータイプ

■旧表示

品番		除去物質	
CNC0001T (13物質)	法定物質	1	遊離残留塩素
		2	濁り
		3	CAT(農薬)
		4	2-MIB(カビ臭)
		5	溶解性鉛
		6	クロロホルム
		7	プロモジクロロメタン
		8	ジプロモクロロメタン
		9	プロモホルム
		10	テトラクロロエチレン
		11	トリクロロエチレン
		12	総トリハロメタン
		13	1,1,1-トリクロロエタン
UZC2000HG (13+2物質)	+2	14	鉄(微粒子状)
		15	アルミニウム(中性)

※JIS規格では家庭用浄水器に係る揮発性有機化合物の除去性能試験の方法等を定めていますが、試験の対象物質の一つである1,1,1-トリクロロエタンは、国際的な環境課題を議論するモンリオール議定書によって製造及び輸入が規制されており、国内市場に流通していないことから、当該物質を試験の対象から削除する改正が行われました。(消費者庁HPより引用)

■新表示

品番		除去物質			
HCC17023 (17+2物質)	法定物質	1	遊離残留塩素		
		2	濁り		
		3	CAT(農薬)		
		4	2-MIB(カビ臭)		
		5	溶解性鉛		
		6	クロロホルム		
		7	プロモジクロロメタン		
		8	ジプロモクロロメタン		
		9	プロモホルム		
		10	テトラクロロエチレン		
		HUC17021 (17+2物質)		11	トリクロロエチレン
				12	総トリハロメタン
	任意物質	13	1,2-DCE※	追加	
		14	ベンゼン	追加	
		15	陰イオン界面活性剤	追加	
		16	フェノール類	追加	
		17	ジェオスミン	追加	
		+2	18	鉄(微粒子状)	
			19	アルミニウム(中性)	

※1,2-DCE：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン



スパウトタイプ

■旧表示

品番		除去物質	
SFC0002T (5物質)	法定物質	1	遊離残留塩素
		2	濁り
		3	CAT(農薬)
		4	2-MIB(カビ臭)
		5	溶解性鉛
HFC011T (11物質)		6	プロモジクロロメタン
		7	ジプロモクロロメタン
		8	プロモホルム
		9	テトラクロロエチレン
		10	トリクロロエチレン
		11	総トリハロメタン

■新表示

品番		除去物質			
BSC05003 (5物質)	法定物質	1	遊離残留塩素		
		2	濁り		
		3	CAT(農薬)		
		4	2-MIB(カビ臭)		
		5	溶解性鉛		
		6	クロロホルム	追加	
		7	プロモジクロロメタン		
		8	ジプロモクロロメタン		
		9	プロモホルム		
		10	テトラクロロエチレン		
		HSC17023 (17+2物質)		11	トリクロロエチレン
				12	総トリハロメタン
	任意物質	13	1,2-DCE※	追加	
		14	ベンゼン	追加	
		15	陰イオン界面活性剤	追加	
		16	フェノール類	追加	
		17	ジェオスミン	追加	
		+2	18	鉄(微粒子状)	
			19	アルミニウム(中性)	

【除去物質の区分について】

法定物質…「家庭用品品質表示法」に定められた除去対象物質。

任意物質…「JIS S 3201 家庭用浄水器試験方法」に定められた除去対象物質。

+2……………「JWPAS B. 浄水器自主規格基準」に定められた除去対象物質。



※1,2-DCE：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン